

○国際犯罪捜査要領の実施について（概要）

（昭和54年福警事部内訓第5号ほか）

この内訓は、国際犯罪捜査の適正かつ積極的な推進を図るため、必要な事項を定めるものである。

主な内容としては、

- 国際犯罪捜査に関する一般的事項
- 外国の捜査機関に対する捜査共助依頼
- 国内における外国人又は外国に関する事件の捜査
- 国外における日本人又は日本に関する事件の捜査
- 国外逃亡被疑者の捜査

等の項目からなっている。